

回覧

俱知安警察署からのお知らせ

「社会に広げよう被害者支援の輪」

11月25日から12月1日まで「犯罪被害者週間」となっています。

○ 北海道犯罪被害者等支援条例

本年4月に「**北海道犯罪被害者等支援条例**」が施行されました。

この条例は、

「**犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活を実現すること**」

を目的とし、被害回復などを推進するために道が実施すべき基本施策が定められたほか、道民にはその責務として

- ・ **被害者が置かれている状況及び被害者支援の必要性について理解を深めること**
 - ・ **精神的苦痛等の二次被害を生じさせぬよう配慮すること**
 - ・ **市町村等が行う支援の施策に協力するよう努めること**
- が求められています。

条例施行に伴って犯罪被害者週間の初日である**11月25日**は「**北海道犯罪被害を考える日**」とされ、被害者に対する理解を深め、社会全体で被害者を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。



俱知安警察署 22-0110

留寿都駐在所 46-3110